児童手当を受給されている方へ

毎年六月に「児童手当現況届」を提出していただくことになっています。

これは、受給者の前年の所得や養育等について、毎年六月一日の状況を確認し、引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうかをみる大切な届け出です。

受給者には用紙を送りますので、必ず期日までに提出してください。

もし、この期間内に届け出をされない場合は、支給要件にあてはまっていても六月以降の児童手当が、差し止めになりますのでご注意ください。

届け出は、市役所福祉事務所の窓口へお越しください。

その際、持参していただくものは次のとおりです。

一、現況届用紙

二、印鑑

三、年金加入証明書（厚生年金に加入している人）

なお、受給中に次のようなことがあった場合は、十四日以内に手続きをしてください。

○転居したとき

○公務員または公共企業体の職員となったとき

○受給者が死亡または資格を失ったとき

○子の出生により支給要件児童が増加したとき

問合先　市福祉事務所厚生係

児童手当を受けられる方へ

児童手当は、日本国内に住所を有する人が、次のすべての要件にあてはまっているときに支給されます。

一、義務教育就学前の児童を含む十八歳未満の児童を二人以上養育していること。

なお、自分のお子さんである必要はありません。そのお子さんを監護し、一定の生計関係があれば支給を受けることができます。

二、その人の前年（一月から五月までの月分の児童手当については前々年）の収入が、一定の額に満たないこと。

市福祉事務所で手続きをしてください。

母子家庭医療費受給者証の更新

母子家庭で所得税非課税の世帯には、母子家庭医療費受給者証が交付されていますが、この受給者証の有効期間は六月三十日までとなっています。

七月一日から使用する新しい受給者証の更新手続きを六月中にしてください。

手続きには、保険証と印鑑が必要です。

問合先　市福祉事務所厚生係

盲人ガイドヘルパー制度をご存知ですか

従前、県で実施してきた盲人ガイドヘルパー制度を、今年度から市の事業として実施することになりました。

これは、重度の視覚障害及び脳性まひ等の全身性障害児（者）が外出するとき、付添いを行うことにより、社会参加の促進を図るためのものです。

費用負担額は、世帯の課税状況によりますが、外出時に必要な交通費はガイドヘルパーにかかる分も含めて利用者が負担します。

利用を希望する方は、市福祉事務所へ申し込んでください。

次の四名の方々が四月一日付でガイドヘルパーとして委嘱されました。

深沢久子　下谷一―二―二〇

奥秋まき子　つる二―三―二四

小宮高子　上谷五―二―十二

小林　均　中津森九四五

問合先　市福祉事務所厚生係

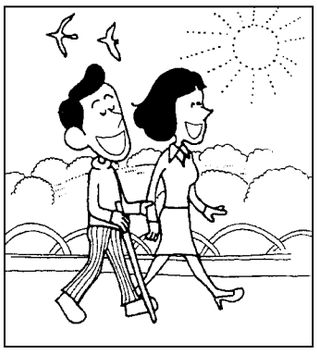

心身障害児・者巡回相談をご利用ください

心やからだに、なんらかの障害がある方々のために、都留児童相談所、県精神薄弱者更生相談所の専門職員等が出張相談を行います。療育手帳、身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

子どもさんの心身に障害がある場合、できるだけ早期に、専門家による適切な治療や指導をうけることがなにより大切です。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

日　時　6月23日（金）
午前10時～午後3時

場　所　都留児童相談所（南都留合同庁舎内）

相談員　整形外科医師、神経科医師、その他の専門職員

問合先　市福祉事務所
☎（43）1111
内線132
都留児童相談所
☎（43）1520

くらしの相談は消費生活相談員

住民のみなさんが、よりよい消費生活を営むことができるよう、皆さんのよき相談相手となっていただく消費生活相談員が県及び市から委嘱されました。苦情や相談は気軽に消費生活相談員に申し出ましょう。県及び市消費生活相談員はつぎの方々です。

○山梨県消費生活相談員　六名

氏名	住所
大津さちゑ	大野三一六
山口花子	桂町八二〇―一
渡辺祺子	川茂一八一
原田早苗	上谷六―九―二四
松野美和子	朝日馬場三〇七―二
原　美枝	田原三―九―五

○市消費生活相談員　二十名

	氏名	住所
谷村地区	塩沢淳子	上谷一―三―四
	宇佐美里子	つる三―九―二
	雨宮孝子	上谷一五六〇―五
	天野武子	中央一―一―一八
	奥脇義子	中央四―三―二七
東桂地区	高山けい子	夏狩二〇四五
	仲野隆子	夏狩一八二二
	渡辺光子	桂町一二五五―一
	天野芳枝	大幡二五〇八
宝地区	柴田良子	大幡一六七七
	武井英子	中津森三八二―三
	庄司福子	川茂一八一
禾生地区	渡辺祺子	川茂一七七
	関口やす子	小形山一八四二
	山本淑子	大野三一六
三吉・開地地区	大津さちゑ	法能四一四―六
	早野ひさ子	大野一一四六
	高畑由己子	朝日曽雌一六七―一
盛里地区	日向栄子	朝日曽雌一七九八
	小俣久子	